

伐採木提供に関する注意事項

1. 申込み方法

1) 伐採木の発生時期、量、提供場所の確認

河川工事に応じて、伐採木の発生時期、発生量、提供場所が異なりますので、お近くの河川担当出張所（下記参照）に確認下さい。

2) 伐採木提供の申込み

- ・ 別紙2「伐採木提供申込書」に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
- ・ 申込みにあたり、伐採提供申込書と一緒に、「伐採木提供に関するアンケート」にも記入、提出いただきます。
記入頂きますアンケートは、今後更に河川内の樹木の有効活用を進める上で、地域の皆様からご意見を頂くこと目的としておりますので、ご協力をお願いします。
- ・ 伐採木の提供時期、提供場所は、調整の上で担当出張所より連絡させていただきます。

(受付、申込み担当出張所)

- ①岩沼出張所（担当区間：河口～角田市境）
〒989-2441 岩沼市館下一丁目2-9
Tel (0223)-22-2801
- ②角田出張所（担当区間：柴田町境及び亙理町境～丸森橋）
〒981-1523 角田市梶賀字高畑北322番地3
Tel (0224)-63-2315
- ③名取川出張所（担当区間：河口～名取川頭首工、筑川合流点～唐松橋、
広瀬川合流点～広瀬橋）
〒982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63番
Tel (022)-248-2249

2. 伐採木について

- ・ 提供する樹種は河川敷に繁茂しているヤナギやニセアカシアなど多種になります。（引き取り後の伐採木に関するクレームは、ご遠慮ください）
- ・ 提供する伐採木は運搬を考慮し、1～2m程度に切断されております。

3. 提供条件

- ・ 伐採木は、自家消費されることが条件となります。（転売、不法投棄禁止）
（個人、法人、地方自治体など、特に制限はありません）
- ・ 伐採木の積込、運搬は希望者各自において、行っていただきます。
- ・ 提供する数量は、軽トラック2台分程度とさせていただきます。

4. 提供にあたっての注意点

- ・ 伐採木は、地域の皆様に広く活用していただくことを目的としておりますので、指定した提供量（軽トラック2台程度）を守っていただき、独占や無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・ 申込み順での提供となりますので、時期や場所によって、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ なお、提供可能量に対して、申込みが少ない場合は、別途担当出張所より、指定した提供量（軽トラック2台程度）以上に希望する方々に対して、連絡させていただきます。

なお、積込・運搬時の事故及び伐採木配布後の使用等については、国土交通省は一切責任を負うことはできませんので、ご承知いただくとともに、事故の無いように、十分注意していただくようお願いいたします。

伐採木提供申込書

申請月日	平成 年 月 日
住所	
氏名	(代理人名:) ※当日代理の方が引き取りに来る場合は代理人名も記入願います。
連絡先	(自宅または携帯電話番号)
利用目的	薪燃料 ・ ほだ木 ・ その他()
受取可能量	①指定量(軽トラック2台程度)まで ②指定量以上に受取も可能
積込・運搬方法	

受け取った伐採木は、自家消費するもので、違法行為(不法投棄、転売等)のないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項並びに注意事項(別紙-1)に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局

仙台河川国道事務所 ○○出張所長 殿

氏名:



個人情報の保護

上記申請書で得た個人情報は伐採木の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません(仙台河川国道事務所)